

工事特記仕様書（令和8年2月27日以降適用）新旧対照表

新				旧			
特記仕様書 (旭川市土木部土木建設課 令和8年2月版)				特記仕様書 (旭川市土木部土木建設課 令和7年6月版)			
仕様書目次		記載ページ	目 目	仕様書目次		記載ページ	目 目
1	総則（共通）		5 使用資材（選択）	1	総則（共通）		5 使用資材（選択）
	<input type="checkbox"/> (1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	<input type="checkbox"/> (1) 生コンクリート	1	<input type="checkbox"/> (1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	<input type="checkbox"/> (1) 生コンクリート
	<input type="checkbox"/> (2) 一般	2, 3	<input type="checkbox"/> (2) 区画線	2, 3	<input type="checkbox"/> (2) 一般	2, 3	<input type="checkbox"/> (2) 区画線
	<input type="checkbox"/> (3) 工事施工前に際して	4	<input type="checkbox"/> (3) 瀝青材	4	<input type="checkbox"/> (3) 工事施工前に際して	4	<input type="checkbox"/> (3) 瀝青材
	<input type="checkbox"/> (4) 工事施工中・施工時に際して	4, 5, 6	<input type="checkbox"/> (4) 再生骨材(コンクリート廃材)	4, 5, 6	<input type="checkbox"/> (4) 工事施工中・施工時に際して	4, 5, 6	<input type="checkbox"/> (4) 再生骨材(コンクリート廃材)
	<input type="checkbox"/> (5) 建設業退職金共済について	7	<input type="checkbox"/> (5) 生芝	7	<input type="checkbox"/> (5) 建設業退職金共済について	7	<input type="checkbox"/> (5) 生芝
	<input type="checkbox"/> (6) 交通誘導警備員について	8	<input type="checkbox"/> (6) 枯損樹木等の植え替えについて	8	<input type="checkbox"/> (6) 交通誘導警備員について	8	<input type="checkbox"/> (6) 枯損樹木等の植え替えについて
	<input type="checkbox"/> (7) 工事補償	9, 10	<input type="checkbox"/> (7) 塗装	9, 10	<input checked="" type="checkbox"/> (7) 工事補償	11, 12	<input type="checkbox"/> (7) 塗装
	<input type="checkbox"/> (8) 建設機械について	11, 12	<input type="checkbox"/> (8) 再生アスファルト安定処理 旭川市型	11, 12	<input type="checkbox"/> (8) 建設機械について	11, 12	<input type="checkbox"/> (8) 再生アスファルト安定処理 旭川市型
	<input type="checkbox"/> (9) 週休2日工事の実施について	13		13	<input type="checkbox"/> (9) 週休2日工事の実施について	13	
	<input type="checkbox"/> (10) 週休2日交代制工事の実施について	14	6 各種様式（共通）	14	<input type="checkbox"/> (10) 週休2日交代制工事の実施について	14	6 各種様式（共通）
	<input type="checkbox"/> (11) フレックス方式余裕期間制度の実施について	13	履行報告書	様式-1	<input type="checkbox"/> (11) フレックス方式余裕期間制度の実施について	15	履行報告書
	<input type="checkbox"/> (12) インフラのローカーボン移行工事の実施について	13	道路(河川)工事等緊急一覧表	様式-2			道路(河川)工事等緊急一覧表
	<input type="checkbox"/> (13) 熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)について	14, 15	施工体制台帳	様式-3-1			施工体制台帳
2	施工条件（共通）		作業員名簿	様式-3-2	2	施工条件（共通）	
	<input type="checkbox"/> (1) 工程関係	16	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)	様式-4	<input type="checkbox"/> (1) 工程関係	16	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)
	<input type="checkbox"/> (2) 公費関係	16, 17	施工体表図	様式-5	<input type="checkbox"/> (2) 公費関係	16, 17	施工体表図
	<input type="checkbox"/> (3) 安全対策関係	17	排出ガス対策建設機械を使用できない理由書	様式-6	<input type="checkbox"/> (3) 安全対策関係	17	排出ガス対策建設機械を使用できない理由書
	<input type="checkbox"/> (4) 工事用道路関係	17	工事関係機関打合せ確認書	様式-7	<input type="checkbox"/> (4) 工事用道路関係	17	工事関係機関打合せ確認書
	<input type="checkbox"/> (5) 建設副産物・廃棄物関係	18~21	「ほくでん」送電線に関する協議	様式-8	<input type="checkbox"/> (5) 建設副産物・廃棄物関係	18~21	「ほくでん」送電線に関する協議
	<input type="checkbox"/> (6) 積断歩道及び車両出入口切り下げ関係	22	休日作業の承認書	様式-9	<input type="checkbox"/> (6) 積断歩道及び車両出入口切り下げ関係	22	休日作業の承認書
			工事施工協議簿	様式-10			工事施工協議簿
3	施工条件（選択）		段階確認書	様式-11	3	施工条件（選択）	
	<input type="checkbox"/> (1) 本工事を施工するための条件	23	立会い	様式-12	<input type="checkbox"/> (1) 本工事を施工するための条件	23	立会い
	<input type="checkbox"/> (2) 安全対策	24	社内検査実施結果報告書	様式-13	<input type="checkbox"/> (2) 安全対策	24	社内検査実施結果報告書
	<input type="checkbox"/> (3) 工期・工程関係	24	安全訓練等実施報告書	様式-14	<input type="checkbox"/> (3) 工期・工程関係	24	安全訓練等実施報告書
	<input type="checkbox"/> (4) 資材・廃棄物関係	25, 26	使用資材承認書	様式-15	<input type="checkbox"/> (4) 資材・廃棄物関係	25, 26	使用資材承認書
	<input type="checkbox"/> (5) 段階確認	26	交通誘導警備員選定通知書	様式-16	<input type="checkbox"/> (5) 段階確認	26	交通誘導警備員選定通知書
	<input type="checkbox"/> (6) 支障物件等について	27	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-17	<input type="checkbox"/> (6) 支障物件等について	27	交通誘導警備員配置時間集計表
	<input type="checkbox"/> (7) 現場環境改善	28	プラント搬入量確定確認書	様式-18	<input type="checkbox"/> (7) 現場環境改善	28	プラント搬入量確定確認書
	<input type="checkbox"/> (8) 養生工	29	境界点等地先立金簿	様式-19	<input type="checkbox"/> (8) 養生工	29	境界点等地先立金簿
	<input type="checkbox"/> (9) すき取り土の再利用について	30	「建設共」共済証書の配布状況調査表	様式-20	<input type="checkbox"/> (9) すき取り土の再利用について	30	「建設共」共済証書の配布状況調査表
	<input type="checkbox"/> (10) 既設路盤材の再生処理について	31	旭川市道路照明設置一覧表	様式-21	<input type="checkbox"/> (10) 既設路盤材の再生処理について	31	旭川市道路照明設置一覧表
	<input type="checkbox"/> (11) 家屋の事前・事後調査	32	旭川市道路照明台帳	様式-22	<input type="checkbox"/> (11) 家屋の事前・事後調査	32	旭川市道路照明台帳
	<input type="checkbox"/> (12) 仮設工	32	路面ヒーター稼働時間調査書	様式-23	<input type="checkbox"/> (12) 仮設工	32	路面ヒーター稼働時間調査書
	<input type="checkbox"/> (13) 冬期による施工条件について	33	取りまとめ結果表	様式-24	<input type="checkbox"/> (13) 冬期による施工条件について	33	取りまとめ結果表
	<input type="checkbox"/> (14) 公衆安全(衛生業者等)の一時的な撤去・再設置及び移設について	34	休眠届	様式-25	<input type="checkbox"/> (14) 公衆安全(衛生業者等)の一時的な撤去・再設置及び移設について	34	休眠届
	<input type="checkbox"/> (15) 民地排水接続について	34	隣接工作物等所有者確認簿	様式-26	<input type="checkbox"/> (15) 民地排水接続について	34	隣接工作物等所有者確認簿
	<input type="checkbox"/> (16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出来形管理基準について	34			<input type="checkbox"/> (16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出来形管理基準について	34	
	<input type="checkbox"/> (17) その他	35			<input type="checkbox"/> (17) その他	35	
4	使用資材（共通）				4	使用資材（共通）	
	<input type="checkbox"/> (1) 緑石	36~38			<input type="checkbox"/> (1) 緑石	36~38	
	<input type="checkbox"/> (2) 側溝	39, 40			<input type="checkbox"/> (2) 側溝	39, 40	
	<input type="checkbox"/> (3) アスファルトコンクリート	41~44			<input type="checkbox"/> (3) アスファルトコンクリート	41~44	
	<input type="checkbox"/> (4) 取付管用支管	45			<input type="checkbox"/> (4) 取付管用支管	45	
	<input type="checkbox"/> (5) 管土	45			<input type="checkbox"/> (5) 管土	45	

- 日付の変更
- 記載ページの変更
- 文言の修正・削除

改定ページ：目次

新	旧
<p>注 意 事 項</p> <p>1 「1、2、4、6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上 又は 契約課で閲覧して確認すること。 「3、5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html</p> <p>2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。</p> <p>3 本特記仕様書は、令和8年2月27日以後に公告する請負工事から適用する。</p> <p>○日付の変更</p>	<p>注 意 事 項</p> <p>1 「1、2、4、6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3、5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html</p> <p>2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。</p> <p>3 本特記仕様書は、令和7年6月20日以後に公告する請負工事から適用する。</p>
<p>改定ページ：注意事項</p>	

工事特記仕様書（令和8年2月27日以降適用）新旧対照表

新			旧		
<p>1 総則（共通）</p> <p>(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって</p> <p>ア 北海道建設部土木工事共通仕様書（令和7年10月版）に記載されている道の契約条文を旭川市建設工事請負契約約款に読み替える。</p> <p>北海道共通仕様書</p>			<p>1 総則（共通）</p> <p>(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって</p> <p>ア 北海道建設部土木工事共通仕様書（令和6年10月版）に記載されている道の契約条文を旭川市建設工事請負契約約款に読み替える。</p> <p>北海道共通仕様書</p>		
ページ	行	旭川市建設工事請負契約約款	ページ	行	旭川市建設工事請負契約約款
共通6	29 第17条	→ 第18条	共通6	29 第17条	→ 第18条
共通7	13 第30条、第36条、第37条	→ 第31条、第37条、第38条	共通7	13 第30条、第36条、第37条	→ 第31条、第37条、第38条
共通7	15 第30条第2項	→ 第31条第2項	共通7	15 第30条第2項	→ 第31条第2項
共通8	9 第17条第1項	→ 第18条第1項	共通8	9 第17条第1項	→ 第18条第1項
共通10	18 第8条第2項	→ 第9条第2項	共通10	18 第8条第2項	→ 第9条第2項
共通10	30 第8条	→ 第9条	共通10	30 第8条	→ 第9条
共通13	21 第19条	→ 第20条	共通13	21 第19条	→ 第20条
共通13	25 第25条	→ 第26条	共通13	25 第25条	→ 第26条
共通14	7 第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項	→ 第18条第5項、第20条、第21条及び第22条第1項	共通14	7 第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項	→ 第18条第5項、第20条、第21条及び第22条第1項
共通14	11 第17条第5項	→ 第18条第4項	共通14	11 第17条第5項	→ 第18条第4項
共通14	14 第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	14 第23条第2項	→ 第23条第2項
共通14	16 第19条	→ 第20条	共通14	16 第19条	→ 第20条
共通14	19 第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	19 第23条第2項	→ 第23条第2項
共通14	21 第20条	→ 第21条	共通14	21 第20条	→ 第21条
共通14	23 第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	23 第23条第2項	→ 第23条第2項
共通14	26 第21条第1項	→ 第22条第1項	共通14	26 第21条第1項	→ 第22条第1項
共通14	28 第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	28 第23条第2項	→ 第23条第2項
共通15	2 第14条第1項	→ 第15条第1項	共通15	2 第14条第1項	→ 第15条第1項
共通15	4 第14条第9項	→ 第15条第9項	共通15	4 第14条第9項	→ 第15条第9項
共通18	6 第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項	→ 第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項	共通18	6 第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項	→ 第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項
共通18	8 第16条及び第30条	→ 第17条及び第31条	共通18	8 第16条及び第30条	→ 第17条及び第31条
共通23	12 第30条	→ 第31条	共通23	12 第30条	→ 第31条
共通23	17 第16条第1項	→ 第17条第1項	共通23	17 第16条第1項	→ 第17条第1項
共通23	31 第36条	→ 第37条	共通23	31 第36条	→ 第37条
共通23	32 第37条	→ 第38条	共通23	32 第37条	→ 第38条
共通23	34 第36条	→ 第37条	共通23	34 第36条	→ 第37条
共通24	16 第32条	→ 第33条	共通24	16 第32条	→ 第33条
共通25	2 第10条	→ 第11条	共通25	2 第10条	→ 第11条
共通33	6 第27条	→ 第28条	共通33	6 第27条	→ 第28条
共通36	29 第32条	→ 第33条	共通36	29 第32条	→ 第33条
共通36	32 第8条	→ 第9条	共通36	32 第8条	→ 第9条
共通41	16 第8条第5項	→ 第9条第5項	共通41	16 第8条第5項	→ 第9条第5項
共通41	25 第28条	→ 第29条	共通41	25 第28条	→ 第29条
共通41	28 第28条第4項	→ 第29条第2項	共通41	28 第28条第4項	→ 第29条第2項
共通41	29 第25条	→ 第26条	共通41	29 第25条	→ 第26条
共通41	34 第7条	→ 第8条	共通41	34 第7条	→ 第8条
イ 以下の記述を読み替える			イ 以下の記述を読み替える		
ページ	行	旭川市	ページ	行	旭川市
共通5	3 北海道建設部	→ 旭川市	共通5	3 北海道建設部	→ 旭川市
共通5	9 「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則	共通5	9 「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則
共通5	10 「北海道請負工事検査要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則	共通5	10 「北海道請負工事検査要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則

○日付の変更

工事特記仕様書（令和8年2月27日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>☑ (2) 一般</p> <p>ア 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。 <input type="checkbox"/> 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に関わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。 <input type="checkbox"/> 本工事は、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日工事の対象であるため、「週休2日工事実施要領」を確認すること。 <input type="checkbox"/> 本工事は、完全週休2日及び月単位の週休2日交代制工事の対象であるため、「週休2日工事実施要領」を確認すること。 <input type="checkbox"/> 本工事は、フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため、P.13および「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を確認すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、遠隔臨場段階・現場確認を希望する際は、「土木工事現場の遠隔臨場に関する試行要領」を確認すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、「情報共有システム」を利用する際は、「情報共有/電子納品運用ガイドライン」を確認すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事成果品の仕様については、「工事成果品等作成マニュアル」を参照し、作成・提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、発注者の発案によるカーポットラールに資する取組を推進する「旭川市インフラゼロカーボン施工工事」の対象工事である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)の対象工事であるため、P.14、15を確認すること。 <p>イ 工事の施工に当たっては本仕様書及び「公示用設計図書」に基づき実施するものとする。</p> <p>ウ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量は、ロス分や割り増し等は含まないものである。</p> <p>エ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。</p> <p>オ 本工事においては、設計変更図書の作成(設計変更図の作成及び数量の算出)を行う場合がある。</p> <p>カ 1日未満で完了する作業の積算について</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。 (4) 受注者は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。 (9) 同一作業員の作業が他工程・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。 (2) 受注者は、協議に当って、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用を示す資料等)を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料(契約書、請求書等)により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。 (4) 通年の維持管理業務など人工積算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。 <p>キ 技能士</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士(1級又は2級)をあてるものとする。 (作業例:造園、石材施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工 等) (4) 技能士は、工事の施工に当たって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導をおこなうものとする。 (9) 作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可があれば省略することができる。 	<p>☑ (2) 一般</p> <p>ア 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。 <input type="checkbox"/> 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に関わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。 <input type="checkbox"/> 本工事は、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日工事の対象であるため P.13および「週休2日工事実施要領」を確認すること。 <input type="checkbox"/> 本工事は、週休2日交代制工事の対象であるため P.14および「週休2日工事実施要領」を確認すること。 <input type="checkbox"/> 本工事は、フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため、P.15および「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を確認すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、遠隔臨場段階・現場確認を希望する際は、「土木工事現場の遠隔臨場に関する試行要領」を確認すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、「情報共有システム」を利用する際は、「情報共有/電子納品運用ガイドライン」を確認すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事成果品の仕様については、「工事成果品等作成マニュアル」を参照し、作成・提出すること。 <p>イ 工事の施工に当たっては本仕様書及び「公示用設計図書」に基づき実施するものとする。</p> <p>ウ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量は、ロス分や割り増し等は含まないものである。</p> <p>エ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。</p> <p>オ 本工事においては、設計変更図書の作成(設計変更図の作成及び数量の算出)を行う場合がある。</p> <p>カ 1日未満で完了する作業の積算について</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。 (4) 受注者は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。 (9) 同一作業員の作業が他工程・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。 (2) 受注者は、協議に当って、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用を示す資料等)を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料(契約書、請求書等)により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。 (4) 通年の維持管理業務など人工積算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。 <p>キ 技能士</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士(1級または2級)をあてるものとする。 (作業例:造園、石材施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工 等) (4) 技能士は、工事の施工に当たって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導をおこなうものとする。 (9) 作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可があれば省略することができる。
改定ページ：P.2	

○文言の修正・追加

新	旧																																								
<p>(3)工事施工前に際して</p> <p>ア 工事の第1回打合せ時に、下記の書類を提出すること。</p> <p>(7) 労働者災害補償保険関係成立証明書 (7) 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式) (様式-4)</p> <p>(4) 工事工程表 (4) 上記(4)(7)で提出した会社との契約書(写し)</p> <p>(5) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書 (3) 「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係わる継続雇用確認要領」に基づく、契約日以前3ヶ月以上の継続雇用を確認出来る書類を提出すること。</p> <p>(2) 上記経歴書 (2) 上記経歴書 (2) 下請負人選定通知書 (2) 下請負人選定通知書 (2) 施工体系図 (様式-5) (2) 施工体系図 (様式-5)</p> <p>(8) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 3-2) (8) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 3-2)</p> <p>注1) ただし、上記(4)(7)について、第1回打合せ時に下請負人が未定の場合は、監督員と協議すること。</p> <p>注2) 上記(7)～(8)は、契約課ホームページからダウンロードできる。(土木建設課ホームページにもリンクあり。)</p> <p>イ 現地立ち入り前に、下記の書類を提出すること。</p> <p>(7) 道路(河川)工事等緊急一覧表 (様式-2) (7) 道路(河川)工事等緊急一覧表 (様式-2)</p> <p>(4) 交通誘導警備員関係資料 ((8)「交通誘導警備員について」を参照) (4) 交通誘導警備員関係資料 ((8)「交通誘導警備員について」を参照)</p> <p>(9) 建設業退職金共済関係資料 ((7)「建設業退職金共済について」を参照) (9) 建設業退職金共済関係資料 ((7)「建設業退職金共済について」を参照)</p> <p>ウ 土場や現場事務所を設置する場合は、土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。</p> <p>(4)工事施工前・施工時に際して</p> <p>ア 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と協議のうえ工事の関係者に対して下記の業務を行うこと。</p> <p>なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 支障物件の調査確認 (様式-7)</td> <td>8 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)</td> </tr> <tr> <td>2 突出物件の確認</td> <td>標 準 3.2m~</td> </tr> <tr> <td>3 埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認</td> <td>大 型 車 7.2m~</td> </tr> <tr> <td>4 植樹樹の確認</td> <td>スタンド等(1箇所) 10.4m~</td> </tr> <tr> <td>5 境界石等の確認 (様式-19)</td> <td>スタンド等(2箇所以上) 7.2m~</td> </tr> <tr> <td>境界点等地先立金簿、竣功平面図記載立金簿の写真及び確認者のサインをとる。</td> <td>9 人・車の出入りに関し、施工日の2~3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>6 家庭雑排水の接続</td> <td>10 民地工作物の確認</td> </tr> <tr> <td>水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td> <td>隣接工作物等所有者確認簿(様式-26)</td> </tr> <tr> <td>7 出入口すりつけ</td> <td>添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 その他必要な事項</td> </tr> </table>	1 支障物件の調査確認 (様式-7)	8 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)	2 突出物件の確認	標 準 3.2m~	3 埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認	大 型 車 7.2m~	4 植樹樹の確認	スタンド等(1箇所) 10.4m~	5 境界石等の確認 (様式-19)	スタンド等(2箇所以上) 7.2m~	境界点等地先立金簿、竣功平面図記載立金簿の写真及び確認者のサインをとる。	9 人・車の出入りに関し、施工日の2~3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。	6 家庭雑排水の接続	10 民地工作物の確認	水道局上下水道部管路管理課と協議すること	隣接工作物等所有者確認簿(様式-26)	7 出入口すりつけ	添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。		11 その他必要な事項	<p>(3)工事施工前に際して</p> <p>ア 工事の第1回打合せ時に、下記の書類を提出すること。</p> <p>(7) 労働者災害補償保険関係成立証明書 (7) 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式) (様式-4)</p> <p>(4) 工事工程表 (4) 上記(4)(7)で提出した会社との契約書(写し)</p> <p>(5) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書 (3) 「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係わる継続雇用確認要領」に基づく、契約日以前3ヶ月以上の継続雇用を確認出来る書類を提出すること。</p> <p>(2) 上記経歴書 (2) 上記経歴書 (2) 下請負人選定通知書 (2) 下請負人選定通知書 (2) 施工体系図 (様式-5) (2) 施工体系図 (様式-5)</p> <p>(8) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 3-2) (8) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 3-2)</p> <p>注1) ただし、上記(4)(7)について、第1回打合せ時に下請負人が未定の場合は、監督員と協議すること。</p> <p>注2) 上記(7)～(8)は、契約課ホームページからダウンロードできる。(土木建設課ホームページにもリンクあり。)</p> <p>イ 現地立ち入り前に、下記の書類を提出すること。</p> <p>(7) 道路(河川)工事等緊急一覧表 (様式-2) (7) 道路(河川)工事等緊急一覧表 (様式-2)</p> <p>(4) 交通誘導警備員関係資料 ((8)「交通誘導警備員について」を参照) (4) 交通誘導警備員関係資料 ((8)「交通誘導警備員について」を参照)</p> <p>(9) 建設業退職金共済関係資料 ((7)「建設業退職金共済について」を参照) (9) 建設業退職金共済関係資料 ((7)「建設業退職金共済について」を参照)</p> <p>ウ 土場や現場事務所を設置する場合は、土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。</p> <p>(4)工事施工前・施工時に際して</p> <p>ア 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と協議のうえ工事の関係者に対して下記の業務を行うこと。</p> <p>なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 支障物件の調査確認 (様式-7)</td> <td>8 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)</td> </tr> <tr> <td>2 突出物件の確認</td> <td>標 準 3.2m~</td> </tr> <tr> <td>3 埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認</td> <td>大 型 車 7.2m~</td> </tr> <tr> <td>4 植樹樹の確認</td> <td>スタンド等(1箇所) 10.4m~</td> </tr> <tr> <td>5 境界石等の確認 (様式-19)</td> <td>スタンド等(2箇所以上) 7.2m~</td> </tr> <tr> <td>境界点等地先立金簿、竣功平面図記載立金簿の写真及び確認者のサインをとる。</td> <td>9 人・車の出入りに関し、施工日の2~3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>6 家庭雑排水の接続</td> <td>10 民地工作物の確認</td> </tr> <tr> <td>水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td> <td>隣接工作物等所有者確認簿(様式-26)</td> </tr> <tr> <td>7 出入口すりつけ</td> <td>添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 その他必要な事項</td> </tr> </table>	1 支障物件の調査確認 (様式-7)	8 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)	2 突出物件の確認	標 準 3.2m~	3 埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認	大 型 車 7.2m~	4 植樹樹の確認	スタンド等(1箇所) 10.4m~	5 境界石等の確認 (様式-19)	スタンド等(2箇所以上) 7.2m~	境界点等地先立金簿、竣功平面図記載立金簿の写真及び確認者のサインをとる。	9 人・車の出入りに関し、施工日の2~3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。	6 家庭雑排水の接続	10 民地工作物の確認	水道局上下水道部管路管理課と協議すること	隣接工作物等所有者確認簿(様式-26)	7 出入口すりつけ	添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。		11 その他必要な事項
1 支障物件の調査確認 (様式-7)	8 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)																																								
2 突出物件の確認	標 準 3.2m~																																								
3 埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認	大 型 車 7.2m~																																								
4 植樹樹の確認	スタンド等(1箇所) 10.4m~																																								
5 境界石等の確認 (様式-19)	スタンド等(2箇所以上) 7.2m~																																								
境界点等地先立金簿、竣功平面図記載立金簿の写真及び確認者のサインをとる。	9 人・車の出入りに関し、施工日の2~3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。																																								
6 家庭雑排水の接続	10 民地工作物の確認																																								
水道局上下水道部管路管理課と協議すること	隣接工作物等所有者確認簿(様式-26)																																								
7 出入口すりつけ	添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。																																								
	11 その他必要な事項																																								
1 支障物件の調査確認 (様式-7)	8 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)																																								
2 突出物件の確認	標 準 3.2m~																																								
3 埋設物の試掘調査に併せて既設舗装底面から40cmの地点で在来路盤の確認	大 型 車 7.2m~																																								
4 植樹樹の確認	スタンド等(1箇所) 10.4m~																																								
5 境界石等の確認 (様式-19)	スタンド等(2箇所以上) 7.2m~																																								
境界点等地先立金簿、竣功平面図記載立金簿の写真及び確認者のサインをとる。	9 人・車の出入りに関し、施工日の2~3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。																																								
6 家庭雑排水の接続	10 民地工作物の確認																																								
水道局上下水道部管路管理課と協議すること	隣接工作物等所有者確認簿(様式-26)																																								
7 出入口すりつけ	添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。																																								
	11 その他必要な事項																																								

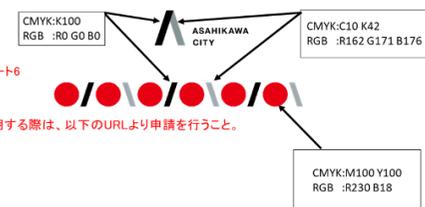
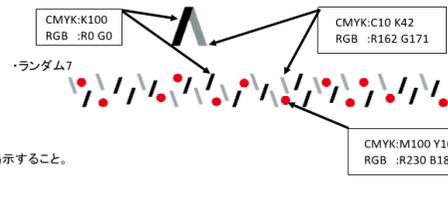
○文言の削除

工事特記仕様書（令和8年2月27日以降適用）新旧対照表

新	旧																																
<p>(6) 交通誘導警備員について 交通誘導警備員の配置を要する工事については、下記の項目を遵守すること。</p> <p>ア 着手時に下記の書類を提出すること。(イ)(ウ)(エ)(オ)は写しでよい。 (ア) 交通誘導警備員選定通知書（様式-16） (イ) 公安委員会発行の警備業認定証 (ウ) 元請業者との契約書 (エ) 配置予定者の名簿 (オ) 配置予定者の合格証明書、資格者証等 (カ) 配置予定者の「労働保険 概算・確定保険料」申告書</p> <p>ウ 書類について (ア) アー(ウ)については施工計画書にも添付し、イー(ア)については工事成果品として提出すること。 (イ) 交通誘導警備員の誘導状況写真として誘導員の配置状況と一般車両及び工事車両、作業員が写った全景写真を撮影すること。</p> <p>エ 設計積算に当たって (ア) 交通誘導警備員の員数は交通誘導警備員を要すると想定される主な工種の標準作業日数を用いている。</p> <p>オ 請負者の義務 (ア) 請負人は所管警察署に提出する道路占用許可書申請図(安全施設配置図)に交通誘導警備員の配置箇所を記入すること。 (イ) 請負人は当該現場に配置される誘導員の所属する警備会社が安全教育を実施、受講していることの証明書類の写しを提出すること。 (ウ) 現場代理人は交通誘導警備員を朝礼に出席させて点呼を取り、誘導員の健康状態や交通誘導状態を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社に連絡、交待を要請すると共に交代要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。</p> <p>カ 交通誘導警備員の有資格者資格要件、配置について (ア) 交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であること。 (イ) 一現場に交通誘導警備員を2名以上配置する場合、あるいは市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場で作業する場合は、1名以上の下表①の交通誘導警備員を配置すること。 (ウ) (イ)を満たす中で、下表①の交通誘導警備員配置が困難な場合は、下表②～③に示す資格要件を満足する者を配置すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資格</th> <th style="width: 30%;">資格要件</th> <th style="width: 30%;">確認資料</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員</td> <td>交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者</td> <td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し</td> <td style="text-align: center;">①</td> </tr> <tr> <td>警備員指導教育責任者</td> <td>警備業法における警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者</td> <td>警備員指導教育責任者資格者証の写し</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備業務に従事している者</td> <td>警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く、警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。</td> <td>警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書の写し、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、警備員教育の実施に関する記録</td> <td style="text-align: center;">③</td> </tr> </tbody> </table>	資格	資格要件	確認資料		交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し	①	警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者	警備員指導教育責任者資格者証の写し	②	交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く、警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書の写し、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、警備員教育の実施に関する記録	③	<p>(6) 交通誘導警備員について 交通誘導警備員の配置を要する工事については、下記の項目を遵守すること。</p> <p>ア 着手時に下記の書類を提出すること。(イ)(ウ)(エ)(オ)は写しでよい。 (ア) 交通誘導警備員選定通知書（様式-16） (イ) 公安委員会発行の警備業認定証 (ウ) 元請業者との契約書 (エ) 配置予定者の名簿 (オ) 配置予定者の合格証明書、資格者証等 (カ) 配置予定者の「労働保険 概算・確定保険料」申告書</p> <p>ウ 書類について (ア) アー(ウ)については施工計画書にも添付し、イー(ア)については工事成果品として提出すること。 (イ) 交通誘導警備員の誘導状況写真として誘導員の配置状況と一般車両及び工事車両、作業員が写った全景写真を撮影すること。</p> <p>エ 設計積算に当たって (ア) 交通誘導警備員の員数は交通誘導警備員を要すると想定される主な工種の標準作業日数を用いている。</p> <p>オ 請負者の義務 (ア) 請負人は所管警察署に提出する道路占用許可書申請図(安全施設配置図)に交通誘導警備員の配置箇所を記入すること。 (イ) 請負人は当該現場に配置される誘導員の所属する警備会社が安全教育を実施、受講していることの証明書類の写しを提出すること。 (ウ) 現場代理人は交通誘導警備員を朝礼に出席させて点呼を取り、誘導員の健康状態や交通誘導状態を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社に連絡、交待を要請すると共に交代要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。</p> <p>カ 交通誘導警備員の有資格者資格要件、配置について (ア) 交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であること。 (イ) 一現場に交通誘導警備員を2名以上配置する場合、あるいは市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場で作業する場合は、1名以上の下表①の交通誘導警備員を配置すること。 (ウ) (イ)を満たす中で、下表①の交通誘導警備員配置が困難な場合は、下表②～③に示す資格要件を満足する者を配置すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資格</th> <th style="width: 30%;">資格要件</th> <th style="width: 30%;">確認資料</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員</td> <td>交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者</td> <td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し</td> <td style="text-align: center;">①</td> </tr> <tr> <td>警備員指導教育責任者</td> <td>警備業法における警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者</td> <td>警備員指導教育責任者資格者証の写し</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備業務に従事している者</td> <td>警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く、警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。</td> <td>警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書の写し、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、警備員教育の実施に関する記録</td> <td style="text-align: center;">③</td> </tr> </tbody> </table>	資格	資格要件	確認資料		交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し	①	警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者	警備員指導教育責任者資格者証の写し	②	交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く、警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書の写し、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、警備員教育の実施に関する記録	③
資格	資格要件	確認資料																															
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し	①																														
警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者	警備員指導教育責任者資格者証の写し	②																														
交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く、警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書の写し、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、警備員教育の実施に関する記録	③																														
資格	資格要件	確認資料																															
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し	①																														
警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者	警備員指導教育責任者資格者証の写し	②																														
交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く、警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書の写し、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、警備員教育の実施に関する記録	③																														
○文言の修正																																	
改定ページ：P.8																																	

新	旧
<p>☑ (7) 工事標識</p> <p>☑ ア 工事標識は下記を標準とし、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="224 303 627 614"> <p>工事標識①</p> </div> <div data-bbox="649 303 1041 614"> <p>工事標識②</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。 ・ 工事標識②の「お願い」の文字は赤色とし、その他の文字及び線は青色、地を白色とする。 ・ 工事標識の工事期間については、実際の交通上支障となる期間を記入する。 ・ 工事標識の時間帯については、原則0:00～18:00の範囲内で定めるものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して定めるものとする。 ・ 工事標識①の「〇〇をなおしています」については参考として下記のものとする。「道路をなおしています」「歩道をなおしています」「道路をつくっています」 ・ 工事標識②の〇〇工事には、「道路」「舗装」「橋梁」「照明」「緑地」「標識」等を記入する。 ・ 工事標識の発注者電話番号は、各係の直通電話番号を記入すること。 ①建設第1係 (25-9795) ②建設第2係 (25-9707) ③建設第3係 (25-9706) ・ 工事標識の設置期間は現地測量の開始日から現地作業の終了日までとする。ただし、引き続き舗装工事等が施工される場合は、次期工事との引継ぎ日までとする。 	<p>☑ (7) 工事標識</p> <p>☑ ア 工事標識は下記を標準とし、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1120 303 1523 614"> <p>工事標識①</p> </div> <div data-bbox="1545 303 1937 614"> <p>工事標識②</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。 ・ 工事標識②の「お願い」の文字は赤色とし、その他の文字及び線は青色、地を白色とする。 ・ 工事標識の工事期間については、実際の交通上支障となる期間を記入する。 ・ 工事標識の時間帯については、原則0:00～18:00の範囲内で定めるものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して定めるものとする。 ・ 工事標識①の「〇〇をなおしています」については参考として下記のものとする。「道路をなおしています」「歩道をなおしています」「道路をつくっています」 ・ 工事標識②の〇〇工事には、「道路」「舗装」「橋梁」「照明」「緑地」「標識」等を記入する。 ・ 工事標識の発注者電話番号は、各係の直通電話番号を記入すること。 ①建設第1係 (25-9795) ②建設第2係 (25-9707) ③建設第3係 (25-9706) ・ 工事標識の設置期間は現地測量の開始日から現地作業の終了日までとする。ただし、引き続き舗装工事等が施工される場合は、次期工事との引継ぎ日までとする。
改定ページ：P.9	

○図の修正
○文言の削除

新	旧
<p>☑ イ デザインシステムマークの利用について (ア) 利用における注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦横比を変更しない。 ・傾けない。 ・バランスを変えない。 ・影等の要素を付加えない。 ・視認性が悪い背景の上に配置しない。 ・縁取りで表示をしない。 ・組み方を変えない。 ・部分的に色を反転させない。 ・規定外の色を使用しない。 <p>(イ) デザインシステムマークの配色について ・A,1</p>  <p>(ウ) デザインシステムマークについて、積極的に活用すること。活用する際は、以下のURLより申請を行うこと。 URL: https://design-system.city.asahikawa.hokkaido.jp (旭川市役所総合政策部政策調整課のページとなります。)</p> <p>☑ ウ 工事現場に掲げる標識類について</p> <p>(7) 建設業の許可票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 ・発注者から直接請け負ったものに限り提示する。 ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(4) 労災保険関係成立票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。 ・「事業主代理人の氏名」欄については、代理人の届け出が無い場合は空欄とすること。 ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(6) 施工体系図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事標識など、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 <p>(エ) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。 ・下請契約のある工事について掲示する。 <div data-bbox="331 726 958 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(記載例) 下請負人となった皆様へ。 この建設工事で請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは再下請負通知を行わなければなりません。 ○(※書類を提出すべき場所)まで再下請負通知書を提出してください。 △△建設(※作成建設業者の商号又は名称)</p> </div> <p>(オ) 建設業退職金共済制度 適用事業主 工事現場標識(シール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見やすい場所に掲示すること。 <p>(カ) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、確認結果表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 <p style="text-align: center;">- 10 -</p>	<p>☑ イ デザインシステムマークの利用について (ア) 利用における注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦横比を変更しない。 ・傾けない。 ・バランスを変えない。 ・影等の要素を付加えない。 ・視認性が悪い背景の上に配置しない。 ・縁取りで表示をしない。 ・組み方を変えない。 ・部分的に色を反転させない。 ・規定外の色を使用しない。 <p>(イ) デザインシステムマークの配色について ・A</p>  <p>☑ ウ 工事現場に掲げる標識類について</p> <p>(7) 建設業の許可票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 ・発注者から直接請け負ったものに限り提示する。 ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(4) 労災保険関係成立票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。 ・「事業主代理人の氏名」欄については、代理人の届け出が無い場合は空欄とすること。 ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(6) 施工体系図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事標識など、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 <p>(エ) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。 ・下請契約のある工事について掲示する。 <div data-bbox="1209 667 1832 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(記載例) 下請負人となった皆様へ。 この建設工事で請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは再下請負通知を行わなければなりません。 ○(※書類を提出すべき場所)まで再下請負通知書を提出してください。 △△建設(※作成建設業者の商号又は名称)</p> </div> <p>(オ) 建設業退職金共済制度 適用事業主 工事現場標識(シール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見やすい場所に掲示すること。 <p>(カ) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 <p style="text-align: center;">- 10 -</p>
改定ページ：P.10	

○図の修正

○文言の修正・追加

新	旧
<p>○ページの削除</p>	<p>(9) 月単位の週休2日工事の実施について</p> <p>ア 請負人は、契約後、月単位の週休2日に取り組みを発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組むものとする。 なお、月単位の週休2日が達成出来ない場合においても通常の週休2日による施工を行うこと。</p> <p>イ 月単位の週休2日は、対象期間の全ての月毎において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日(12/29、30、31、1/1、2、3)間及び夏期休暇3日間(8/13、14、15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。</p> <p>ウ 現場閉所とは、巡回/ハローや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。 なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>エ 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、歴上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。 また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>カ 週休2日の実施の確認方法は、次のとおりとする。 (i) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。 (ii) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。</p> <p>キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。</p> <p>ク 現場閉所の達成状況を確認後、履行状況に応じて、補正係数を乗じる。 なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。 (i) 現場の閉所状況 上記工に於いた現場の閉所状況を達成した場合 (ii) 補正方法 当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は通期の補正係数を乗じる。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を乗じない。ただし、工事着手前に通期の週休2日を希望した場合で、現場閉所時に月単位の4週8休以上を達成していたとしても、通期の補正係数となる。</p> <p>ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>コ 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。</p> <p>サ 詳細については、旭川市ホームページにおいて掲載している「週休2日工事実施要領」を参照のこと。</p> <p>※ 工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。 ※ 工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。</p>
<p>削除ページ：旧P.13</p>	

新	旧
<p>○ページの削除</p>	<p>(10) 月単位の週休2日交代制工事の実施について</p> <p>ア 請負人は、契約後、月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組むものとする。 なお、月単位の週休2日が達成出来ない場合においても通期の週休2日による施工を行うこと。</p> <p>イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月毎に技術者及び作業員などが交替しながら週休2日（4週8休）以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>ウ 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、請負人の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。</p> <p>エ 月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び作業員などの全ての月で平均休日日数の割合（以下、「休日率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者などの休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>カ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 (i) 請負人は、技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を施工協議簿とともに発注者へ提出する。 (ii) 請負人は、実施結果を関係書類を添付した施工協議簿により発注者へ報告する。</p> <p>キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。</p> <p>ク 対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者などの平均休日日数の割合に応じて、補正係数を乗じる。 (i) 現場の休日状況 上記に示した現場の閉鎖状況を達成した場合 (ii) 補正方法 当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じる。休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は通期の補正係数を乗じる。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を乗じない。 ただし、工事着手前に通期の週休2日を希望した場合で、現場閉鎖時に月単位の4週8休以上を達成していたとしても、通期の補正係数となる。</p> <p>ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>コ 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。</p> <p>サ 詳細については、旭川市ホームページにおいて掲載している「週休2日工事実施要領」を参照のこと。</p> <p>※ 工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。 ※ 工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。</p>
<p>削除ページ：旧P.14</p>	

新	旧
<p>(9) フレックス方式余裕期間制度の実施について</p> <p>ア 工期について 本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限（積算全体工期の終期）までの間で、請負人は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の別紙2により、工事の始期及び終期を通知すること。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。 工事完了期限内における工期の変更については、請負人から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。 ※ 余裕期間における各種割増は実施しない。詳しくは「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を参照すること。</p> <p>イ 主任技術者等の専任期間について 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負人に通知した日（例：「完成結果通知書」等における日付）とする。</p> <p>ウ コリンズへの登録について 技術者の従事期間は、余裕期間を含まないことに留意し、契約書の工期をもって登録するものとする。</p> <p>□ (10) インフラゼロカーボン試行工事の実施について</p> <p>ア 工事契約後、請負人は当該工事において「インフラゼロカーボン試行工事実施要領」に基づきカーボンニュートラルに資する取組を提案し実施することができる。実施要領については、旭川市土木建設課ホームページで確認すること。 URL https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/531/p000561.html</p> <p>イ 請負人が本取組を実施する場合は、 (i) 要領に基づき工事監督員と協議した内容を施工計画書に記載すること。 (ii) 請負人は、提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影すること。 (iii) 請負人は、工事完成に先立ち工事監督員に「実施状況報告書」を提出すること。 「実施状況報告書」には(ii)で撮影した写真を添付すること。</p> <p>ウ 本試行に係る費用については原則請負人負担によるものとする。</p>	<p>(11) フレックス方式余裕期間制度の実施について</p> <p>ア 工期について 本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限（積算全体工期の終期）までの間で、請負人は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の別紙2により、工事の始期及び終期を通知すること。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。 工事完了期限内における工期の変更については、請負人から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。 ※ 余裕期間における各種割増は実施しない。詳しくは「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を参照すること。</p> <p>イ 主任技術者等の専任期間について 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負人に通知した日（例：「完成結果通知書」等における日付）とする。</p> <p>ウ コリンズへの登録について 技術者の従事期間は、余裕期間を含まないことに留意し、契約書の工期をもって登録するものとする。</p>
改定ページ：旧P.15	

- 番号の修正
- 文言の追加
- ページの修正

工事特記仕様書（令和8年2月27日以降適用）新旧対照表

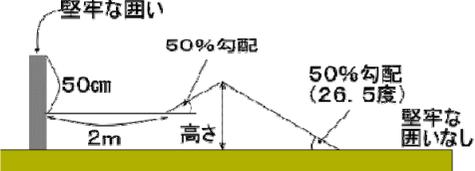
新	旧
<p>□ (11) 熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)について</p> <p>ア この工事において、「熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)」を行うことができる。 当該補正に対する取組を実施する場合は、工事契約後、工事監督員と協議すること。</p> <p>イ 当該補正は、作業員個人に対する熱中症対策費用(塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等)に関する取組を対象とする。</p> <p>ウ 当該補正を実施する場合、請負人は施工計画書に計測方法及び結果報告時の算出根拠提出方法について記載するものとする。ただし、施工現場を代表する1地点で計測を実施する場合は、監督員が計測箇所と計測方法が適正かどうかを確認する。</p> <p>エ 請負人は計測結果と根拠資料を工事完成後に最終設計変更資料とともに監督員に提出することとし、監督員は、計測結果を確認し適正と判断した場合には最終設計変更時に補正の適用を行う。</p> <p>オ 当該補正を適用する設計変更の後、工期内に真夏日があった場合には設計変更は行わない。</p> <p>カ 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。</p> <p>キ 施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。</p> <p>○文言の追加</p>	
改定ページ：P.14	

工事特記仕様書（令和8年2月27日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>ク（参考）現場補正費の計算</p> <p>対象純工事費×（（現場管理費率×補正係数※1）+真夏日補正值）</p> <p>※1：施工地域による補正係数</p> <p>補正値の算出方法は次のとおりとする。</p> <p>真夏日補正值（%）＝真夏日率×補正係数（1.2）</p> <p>真夏日率：以下の式により算出された率をいう。</p> <p>真夏日率＝工期中の真夏日の日数÷工期の日数</p> <p>※工期中の真夏日については、現場閉所日の真夏日は含まない。 ※フレックス工期においては、積算工期を超過した期間の真夏日は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真夏日とは、暑さ指数（WBGT）が25以上または日最高気温が30℃以上となった日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の暑さ指数（WBGT）が25以上または最高気温が30℃以上の場合とする。 ※上記は施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）または気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とするが、これに依らないことも可とする。 ・工期とは、請負人が設定した契約書上の工期の間をいう。 なお、年末年始休暇6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（8月13日～8月15日）、工場製作のみを実施している日数、工事全体を一時中止している日数は含まない。 ・現場閉所日とは、巡回/パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。 <p>土木関係工事積算要領（北海道）における「施工時期・工事期間等による補正率」と合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。</p> <p>「真夏日補正值（%）＝真夏日率×補正係数（1.2）」及び「真夏日率＝工期中の真夏日の日数÷工期の日数」の計算値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>○文言の追加</p>	
改定ページ：P.15	

新	旧
<p>(5) 建設副産物・廃棄物関係</p> <p>ア この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 また、建設発生土の搬出先について、資源有効利用促進法関係省令に基づき、受注者の最終搬出先までの確認義務が生じる工事である。</p> <p>イ 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート）を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。 分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。 また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業登録票を掲示し、解体工事業登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督させなければならない。</p> <p>ウ 当該工事受注後速やかに「建設副産物に係る情報入システム（※）」により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、工事監督員に提出すること。 また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を「建設副産物に係る情報入システム（※）」により作成し、工事完成後、工事監督員に提出するとともに、5年間保存すること。 （※「建設副産物に係る情報入システム」とは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供するコプリス・プラス（建設副産物情報交換システム）等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。） また、再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>エ 建設副産物を仮置きする場合は、下記による保管立看板を設置すること。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>(5) 建設副産物・廃棄物関係</p> <p>ア この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>イ 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート）を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。 分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。 また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業登録票を掲示し、解体工事業登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督させなければならない。</p> <p>ウ 当該工事受注後速やかに「建設副産物に係る情報入システム（※）」により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、工事監督員に提出すること。 また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を「建設副産物に係る情報入システム（※）」により作成し、工事完成後、工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。 （※「建設副産物に係る情報入システム」とは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。） また、再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>エ 建設副産物を仮置きする場合は、下記による保管立看板を設置すること。</p> <p>オ 特定建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、速やかにマニフェストA、B2、D及びE票の確認を監督員に求めること。</p> <div style="text-align: center;"> </div>

○文言の追加・修正

新	旧
<p>オ 特定建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、速やかにマニフェストA、B2、D及びE票の確認を監督員に求めること。</p> <p>カ 再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ建設発生土を搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者に対して受領書の交付を求めること。交付された受領書に記載された内容が、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認し、写しを工事監督員に提出するとともに、5年間保存すること。</p> <p>キ 建設副産物を仮置きする場合、保管高さの規定は環境省令第8第2号口により次のとおり規定されています。 ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下 ・廃棄物が堅牢な囲いに接している場合は、囲いの内側2mまでは囲いの高さより50cmの線以下とし、2mを超える内側は勾配50%以下とすること。</p>  <p>保管する廃棄物の量は、できるだけ少量としてください <small>(排出場所とは別の場所に保管する場合は、平均的な搬出量の7日分を越えない量としてください。)</small></p>	<p>カ 建設副産物を仮置きする場合、保管高さの規定は環境省令第8第2号口により次のとおり規定されています。 ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下 ・廃棄物が堅牢な囲いに接している場合は、囲いの内側2mまでは囲いの高さより50cmの線以下とし、2mを超える内側は勾配50%以下とすること。</p>  <p>保管する廃棄物の量は、できるだけ少量としてください <small>(排出場所とは別の場所に保管する場合は、平均的な搬出量の7日分を越えない量としてください。)</small></p>

○文言の追加
 ○段落の修正

工事特記仕様書（令和8年2月27日以降適用）新旧対照表

新				旧																																																																										
<p>キ ク 北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という）について下記のとおりとする。</p> <p>当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合又は、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。</p> <p>ク ケ その他特に定めのない事項については、監督員の承認に基づき適正な処理を行うこと。</p> <p>ケ コ 再資源化等をするための施設については、産業廃棄物処分業等の許可を受けた者であること。また、下表の近隣施設一覧を参考とし、市外に搬出する場合は監督員と協議すること。</p>				<p>キ 北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という）について下記のとおりとする。</p> <p>当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合又は、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。</p> <p>ク その他特に定めのない事項については、監督員の承認に基づき適正な処理を行うこと。</p> <p>ケ 再資源化等をするための施設については、産業廃棄物処分業等の許可を受けた者であること。また、下表の近隣施設一覧を参考とし、市外に搬出する場合は監督員と協議すること。</p>																																																																										
<p>(ア) コンクリート廃材中間処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>会社名</th> <th>所在地 TEL</th> <th>トラック 設備の有無</th> <th>固定移動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>株式会社 榊北新興業</td> <td>旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>野田建設工業㈱</td> <td>旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>前田道路㈱ (旭川合材工場)</td> <td>旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>榊安井組</td> <td>旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>道北リサイクル 協同組合</td> <td>旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(有)網島重機</td> <td>旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>榊十商カマイ</td> <td>旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>グリーン環境㈱</td> <td>旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627</td> <td>無</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>榊コタニ工業</td> <td>旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> </tbody> </table>				番号	会社名	所在地 TEL	トラック 設備の有無	固定移動	1	株式会社 榊北新興業	旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253	有	固定式	2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式	3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式	4	榊安井組	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	有	固定式	5	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	有	固定式	6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式	7	榊十商カマイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式	8	グリーン環境㈱	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	—	9	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	有	固定式	<p>(イ) アスファルト廃材中間処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>会社名</th> <th>所在地 TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>野田建設工業㈱</td> <td>旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前田道路㈱</td> <td>旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>榊コタニ工業</td> <td>旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>榊安井組</td> <td>旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-7525</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>榊十商カマイ</td> <td>旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>榊道北舗道</td> <td>旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700</td> </tr> </tbody> </table>				番号	会社名	所在地 TEL	1	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	2	前田道路㈱	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	3	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	4	榊安井組	旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-7525	5	榊十商カマイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	6	榊道北舗道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700
番号	会社名	所在地 TEL	トラック 設備の有無	固定移動																																																																										
1	株式会社 榊北新興業	旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253	有	固定式																																																																										
2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式																																																																										
3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式																																																																										
4	榊安井組	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	有	固定式																																																																										
5	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	有	固定式																																																																										
6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式																																																																										
7	榊十商カマイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式																																																																										
8	グリーン環境㈱	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	—																																																																										
9	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	有	固定式																																																																										
番号	会社名	所在地 TEL																																																																												
1	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608																																																																												
2	前田道路㈱	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180																																																																												
3	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510																																																																												
4	榊安井組	旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-7525																																																																												
5	榊十商カマイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800																																																																												
6	榊道北舗道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700																																																																												
<p>(ア) コンクリート廃材中間処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>会社名</th> <th>所在地 TEL</th> <th>トラック 設備の有無</th> <th>固定移動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>株式会社 榊北新興業</td> <td>旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>野田建設工業㈱</td> <td>旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>前田道路㈱ (旭川合材工場)</td> <td>旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>榊安井組</td> <td>旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>道北リサイクル 協同組合</td> <td>旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(有)網島重機</td> <td>旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>榊十商カマイ</td> <td>旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>グリーン環境㈱</td> <td>旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627</td> <td>無</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>榊コタニ工業</td> <td>旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> </tbody> </table>				番号	会社名	所在地 TEL	トラック 設備の有無	固定移動	1	株式会社 榊北新興業	旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253	有	固定式	2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式	3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式	4	榊安井組	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	有	固定式	5	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	有	固定式	6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式	7	榊十商カマイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式	8	グリーン環境㈱	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	—	9	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	有	固定式	<p>(イ) アスファルト廃材中間処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>会社名</th> <th>所在地 TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>野田建設工業㈱</td> <td>旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前田道路㈱</td> <td>旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>榊コタニ工業</td> <td>旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>榊安井組</td> <td>旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-7525</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>榊十商カマイ</td> <td>旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>榊道北舗道</td> <td>旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700</td> </tr> </tbody> </table>				番号	会社名	所在地 TEL	1	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	2	前田道路㈱	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	3	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	4	榊安井組	旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-7525	5	榊十商カマイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	6	榊道北舗道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700
番号	会社名	所在地 TEL	トラック 設備の有無	固定移動																																																																										
1	株式会社 榊北新興業	旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253	有	固定式																																																																										
2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式																																																																										
3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式																																																																										
4	榊安井組	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	有	固定式																																																																										
5	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	有	固定式																																																																										
6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式																																																																										
7	榊十商カマイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式																																																																										
8	グリーン環境㈱	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	—																																																																										
9	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	有	固定式																																																																										
番号	会社名	所在地 TEL																																																																												
1	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608																																																																												
2	前田道路㈱	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180																																																																												
3	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510																																																																												
4	榊安井組	旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-7525																																																																												
5	榊十商カマイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800																																																																												
6	榊道北舗道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700																																																																												
- 20 -				- 20 -																																																																										
○段落の修正																																																																														
改定ページ：P.20																																																																														

新	旧																																																																																																				
<p>(6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係 ア 各切り下げによる階付勾配は以下の通りとする。 (交差点横断歩道部)</p> <p>※ただし、交通バリアフリー法の重点整備地区、又は基本計画策定が想定される地区内の歩道については、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(国土交通省監修)による。</p> <p>※水平部・すりつけ幅員を25cmラウンドした場合は水平部幅員とすりつけ勾配の関係(参考)</p> <table border="1"> <caption>①歩車道幅員1型(H=200mm)</caption> <thead> <tr> <th>歩車道幅員</th> <th>歩道幅員(W1)</th> <th>すりつけ幅員(W2)</th> <th>歩道幅員(W3)</th> <th>すりつけ勾配(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.50m</td> <td>1.25m</td> <td>1.25m</td> <td>1.25m</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>3.00m</td> <td>1.75m</td> <td>1.75m</td> <td>1.25m</td> <td>12.10%</td> </tr> <tr> <td>4.00m</td> <td>2.25m</td> <td>2.25m</td> <td>1.25m</td> <td>12.10%</td> </tr> <tr> <td>4.50m</td> <td>2.75m</td> <td>2.25m</td> <td>1.25m</td> <td>12.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※歩車道幅員2型(H=150mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歩車道幅員</th> <th>歩道幅員(W1)</th> <th>すりつけ幅員(W2)</th> <th>歩道幅員(W3)</th> <th>すりつけ勾配(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.50m</td> <td>1.50m</td> <td>1.50m</td> <td>1.25m</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>3.00m</td> <td>2.00m</td> <td>2.00m</td> <td>1.25m</td> <td>12.20%</td> </tr> <tr> <td>4.00m</td> <td>2.50m</td> <td>2.50m</td> <td>1.25m</td> <td>12.20%</td> </tr> <tr> <td>4.50m</td> <td>3.00m</td> <td>2.50m</td> <td>1.25m</td> <td>12.20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)網かけ部は、縁石の別名を代表する歩道・歩道幅員別の目安となる水平部幅員及びすりつけ勾配を示すものである。(参考値) ※ただし、現場状況などによりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>※車両乗り入れ部のすりつけ勾配(W3)が10%以下であつすりつけ幅員が1.5m以上の場合には、冬季の安全性等を考慮して、特殊低下緑石(背高10cmタイプ)を標準とする。</p> <p>○文言の修正</p>	歩車道幅員	歩道幅員(W1)	すりつけ幅員(W2)	歩道幅員(W3)	すりつけ勾配(%)	2.50m	1.25m	1.25m	1.25m	0.00%	3.00m	1.75m	1.75m	1.25m	12.10%	4.00m	2.25m	2.25m	1.25m	12.10%	4.50m	2.75m	2.25m	1.25m	12.10%	歩車道幅員	歩道幅員(W1)	すりつけ幅員(W2)	歩道幅員(W3)	すりつけ勾配(%)	2.50m	1.50m	1.50m	1.25m	0.00%	3.00m	2.00m	2.00m	1.25m	12.20%	4.00m	2.50m	2.50m	1.25m	12.20%	4.50m	3.00m	2.50m	1.25m	12.20%	<p>(6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係 ア 各切り下げによる階付勾配は以下の通りとする。 (交差点横断歩道部)</p> <p>※ただし、交通バリアフリー法の重点整備地区、または基本計画策定が想定される地区内の歩道については、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(国土交通省監修)による。</p> <p>※水平部・すりつけ幅員を25cmラウンドした場合は水平部幅員とすりつけ勾配の関係(参考)</p> <table border="1"> <caption>①歩車道幅員1型(H=200mm)</caption> <thead> <tr> <th>歩車道幅員</th> <th>歩道幅員(W1)</th> <th>すりつけ幅員(W2)</th> <th>歩道幅員(W3)</th> <th>すりつけ勾配(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.50m</td> <td>1.25m</td> <td>1.25m</td> <td>1.25m</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>3.00m</td> <td>1.75m</td> <td>1.75m</td> <td>1.25m</td> <td>12.10%</td> </tr> <tr> <td>4.00m</td> <td>2.25m</td> <td>2.25m</td> <td>1.25m</td> <td>12.10%</td> </tr> <tr> <td>4.50m</td> <td>2.75m</td> <td>2.25m</td> <td>1.25m</td> <td>12.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※歩車道幅員2型(H=150mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歩車道幅員</th> <th>歩道幅員(W1)</th> <th>すりつけ幅員(W2)</th> <th>歩道幅員(W3)</th> <th>すりつけ勾配(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.50m</td> <td>1.50m</td> <td>1.50m</td> <td>1.25m</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>3.00m</td> <td>2.00m</td> <td>2.00m</td> <td>1.25m</td> <td>12.20%</td> </tr> <tr> <td>4.00m</td> <td>2.50m</td> <td>2.50m</td> <td>1.25m</td> <td>12.20%</td> </tr> <tr> <td>4.50m</td> <td>3.00m</td> <td>2.50m</td> <td>1.25m</td> <td>12.20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)網かけ部は、縁石の別名を代表する歩道・歩道幅員別の目安となる水平部幅員及びすりつけ勾配を示すものである。(参考値) ※ただし、現場状況などによりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>○文言の修正</p>	歩車道幅員	歩道幅員(W1)	すりつけ幅員(W2)	歩道幅員(W3)	すりつけ勾配(%)	2.50m	1.25m	1.25m	1.25m	0.00%	3.00m	1.75m	1.75m	1.25m	12.10%	4.00m	2.25m	2.25m	1.25m	12.10%	4.50m	2.75m	2.25m	1.25m	12.10%	歩車道幅員	歩道幅員(W1)	すりつけ幅員(W2)	歩道幅員(W3)	すりつけ勾配(%)	2.50m	1.50m	1.50m	1.25m	0.00%	3.00m	2.00m	2.00m	1.25m	12.20%	4.00m	2.50m	2.50m	1.25m	12.20%	4.50m	3.00m	2.50m	1.25m	12.20%
歩車道幅員	歩道幅員(W1)	すりつけ幅員(W2)	歩道幅員(W3)	すりつけ勾配(%)																																																																																																	
2.50m	1.25m	1.25m	1.25m	0.00%																																																																																																	
3.00m	1.75m	1.75m	1.25m	12.10%																																																																																																	
4.00m	2.25m	2.25m	1.25m	12.10%																																																																																																	
4.50m	2.75m	2.25m	1.25m	12.10%																																																																																																	
歩車道幅員	歩道幅員(W1)	すりつけ幅員(W2)	歩道幅員(W3)	すりつけ勾配(%)																																																																																																	
2.50m	1.50m	1.50m	1.25m	0.00%																																																																																																	
3.00m	2.00m	2.00m	1.25m	12.20%																																																																																																	
4.00m	2.50m	2.50m	1.25m	12.20%																																																																																																	
4.50m	3.00m	2.50m	1.25m	12.20%																																																																																																	
歩車道幅員	歩道幅員(W1)	すりつけ幅員(W2)	歩道幅員(W3)	すりつけ勾配(%)																																																																																																	
2.50m	1.25m	1.25m	1.25m	0.00%																																																																																																	
3.00m	1.75m	1.75m	1.25m	12.10%																																																																																																	
4.00m	2.25m	2.25m	1.25m	12.10%																																																																																																	
4.50m	2.75m	2.25m	1.25m	12.10%																																																																																																	
歩車道幅員	歩道幅員(W1)	すりつけ幅員(W2)	歩道幅員(W3)	すりつけ勾配(%)																																																																																																	
2.50m	1.50m	1.50m	1.25m	0.00%																																																																																																	
3.00m	2.00m	2.00m	1.25m	12.20%																																																																																																	
4.00m	2.50m	2.50m	1.25m	12.20%																																																																																																	
4.50m	3.00m	2.50m	1.25m	12.20%																																																																																																	
- 22 -	- 22 -																																																																																																				

新	旧																																																																																																														
<p><input checked="" type="checkbox"/> (4) 盛土材・廃棄物関係</p> <p><input type="checkbox"/> ア 本工事における盛土材については、令和 年 月 旬 ~ 令和 年 月 旬 までに、<input type="checkbox"/> 搬入する <input type="checkbox"/> 搬入される 予定である。より なお、詳細については発注後監督員と協議を行うこと。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> イ 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊)は、下表のとおり再資源化すること。任意選定 の中間処理施設までの距離は最寄り施設までの最短距離である。また、工事状況・再資源化施設 の状況により、下表によりがたい場合は、その理由並びに必要な資料を提出のうえ、変更等について工事監督員と協議すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 任意選定箇所(発生土)について： 下表は積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、工事状況・処理施設 の状況等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。変更が生じた場合は、必要な資料を提出のうえ、工事監督員と協議すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定箇所(発生土)について： 処分場所を指定するものであるため、下表の箇所へ搬出すること。</p> <p>土砂500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材200t以上を搬出する工事の場合は再生資源利用促進計画を作成し提出すること。合計500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染対策法等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票を作成して、再生資源利用促進計画の添付資料として提出すること。</p> <p>また、作成した再生資源利用促進計画及び確認結果票を工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること。</p> <p>土砂500m³以上、砕石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上を搬入する工事の場合は再生資源利用計画を作成し提出すること。</p> <p>また、作成した再生資源利用計画を工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="4">特定建設資材廃棄物</th> </tr> <tr> <th>任意選定箇所(コンクリート塊)</th> <th>任意選定箇所(アスコン塊)</th> <th>任意選定箇所(木材)</th> <th>任意選定箇所(発生土)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬数量</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td>再資源化施設名又は受入先住所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">株式会社○○ 旭川市○○町○○</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td style="text-align: center;">Km</td> <td style="text-align: center;">Km</td> <td style="text-align: center;">Km</td> <td style="text-align: center;">Km</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>許可番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>受入期間</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>受入条件</td> <td colspan="2">30cm以下に小割して運搬</td> <td colspan="2">50cm以下に小割して運搬</td> </tr> <tr> <td>設計単位体積重量</td> <td colspan="2">鉄筋2.50t/m³・無筋2.35t/m³</td> <td colspan="2">車道 2.30t/m³、歩道 2.15t/m³</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>特定建設資材区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>鉄筋及びコンクリートから成る建設資材</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	特定建設資材廃棄物				任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(木材)	任意選定箇所(発生土)	運搬数量	t	t	t	m ³	再資源化施設名又は受入先住所	株式会社○○ 旭川市○○町○○				運搬距離	Km	Km	Km	Km	電話番号					許可番号					受入期間					受入条件	30cm以下に小割して運搬		50cm以下に小割して運搬		設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m ³ ・無筋2.35t/m ³		車道 2.30t/m ³ 、歩道 2.15t/m ³		特定建設資材区分		コンクリート	<input checked="" type="checkbox"/>	鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	<input checked="" type="checkbox"/>	<p><input checked="" type="checkbox"/> (4) 盛土材・廃棄物関係</p> <p><input type="checkbox"/> ア 本工事における盛土材については、令和 年 月 旬 ~ 令和 年 月 旬 までに、<input type="checkbox"/> 搬入する <input type="checkbox"/> 搬入される 予定である。より なお、詳細については発注後監督員と協議を行うこと。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> イ 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊)は、下表のとおり再資源化すること。任意選定 の中間処理施設までの距離は最寄り施設までの最短距離である。また、工事状況・再資源化施設 の状況により、下表(発生土含む)によりがたい場合は、その理由並びに必要な資料を提出のうえ、変更等について工事監督員と協議すること。</p> <p>土砂500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材200t以上を搬出する工事の場合は再生資源利用促進計画を作成し提出すること。また、作成した再生資源利用促進計画を工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること。</p> <p>土砂500m³以上、砕石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上を搬入する工事の場合は再生資源利用計画を作成し提出すること。また、作成した再生資源利用計画を工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示すること。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="4">特定建設資材廃棄物</th> </tr> <tr> <th>任意選定箇所(コンクリート塊)</th> <th>任意選定箇所(アスコン塊)</th> <th>任意選定箇所(木材)</th> <th>任意選定箇所(発生土)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬数量</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td>再資源化施設名又は受入先住所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td style="text-align: center;">Km</td> <td style="text-align: center;">Km</td> <td style="text-align: center;">Km</td> <td style="text-align: center;">Km</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>許可番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>受入期間</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>受入条件</td> <td colspan="2">30cm以下に小割して運搬</td> <td colspan="2">50cm以下に小割して運搬</td> </tr> <tr> <td>設計単位体積重量</td> <td colspan="2">鉄筋2.50t/m³・無筋2.35t/m³</td> <td colspan="2">車道 2.30t/m³、歩道 2.15t/m³</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>特定建設資材区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>鉄筋及びコンクリートから成る建設資材</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	特定建設資材廃棄物				任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(木材)	任意選定箇所(発生土)	運搬数量	t	t	t	m ³	再資源化施設名又は受入先住所					運搬距離	Km	Km	Km	Km	電話番号					許可番号					受入期間					受入条件	30cm以下に小割して運搬		50cm以下に小割して運搬		設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m ³ ・無筋2.35t/m ³		車道 2.30t/m ³ 、歩道 2.15t/m ³		特定建設資材区分		コンクリート	<input checked="" type="checkbox"/>	鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	<input checked="" type="checkbox"/>
項 目		特定建設資材廃棄物																																																																																																													
	任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(木材)	任意選定箇所(発生土)																																																																																																											
運搬数量	t	t	t	m ³																																																																																																											
再資源化施設名又は受入先住所	株式会社○○ 旭川市○○町○○																																																																																																														
運搬距離	Km	Km	Km	Km																																																																																																											
電話番号																																																																																																															
許可番号																																																																																																															
受入期間																																																																																																															
受入条件	30cm以下に小割して運搬		50cm以下に小割して運搬																																																																																																												
設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m ³ ・無筋2.35t/m ³		車道 2.30t/m ³ 、歩道 2.15t/m ³																																																																																																												
特定建設資材区分																																																																																																															
コンクリート	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																																																														
鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																																																														
項 目	特定建設資材廃棄物																																																																																																														
	任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(木材)	任意選定箇所(発生土)																																																																																																											
運搬数量	t	t	t	m ³																																																																																																											
再資源化施設名又は受入先住所																																																																																																															
運搬距離	Km	Km	Km	Km																																																																																																											
電話番号																																																																																																															
許可番号																																																																																																															
受入期間																																																																																																															
受入条件	30cm以下に小割して運搬		50cm以下に小割して運搬																																																																																																												
設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m ³ ・無筋2.35t/m ³		車道 2.30t/m ³ 、歩道 2.15t/m ³																																																																																																												
特定建設資材区分																																																																																																															
コンクリート	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																																																														
鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																																																														
○文言の追加																																																																																																															
改定ページ：P.25																																																																																																															

新	旧																				
<p><input checked="" type="checkbox"/> (7) 現場環境改善</p> <p>ア 当工事では現場環境改善費を計上しているため、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を得ること。工事完了後においてその実績を写真等で提出すること。</p> <p>イ 熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、半分で計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、半分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p>ウ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）のうち5項目以上を基本とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費 目</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善の内容項目の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">仮設備関係</td> <td>1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営繕関係</td> <td>1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全関係</td> <td>1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3-避暑(熱中症予防)-防寒対策</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域連携</td> <td>1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	費 目	現場環境改善の内容項目の例	仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減	営繕関係	1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3-避暑(熱中症予防)-防寒対策	地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献	<p><input type="checkbox"/> (7) 現場環境改善</p> <p>ア 当工事では現場環境改善費を計上しているため、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を得ること。工事完了後においてその実績を写真等で提出すること。</p> <p>イ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）のうち5項目以上を基本とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費 目</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善の内容項目の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">仮設備関係</td> <td>1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営繕関係</td> <td>1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全関係</td> <td>1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)-防寒対策</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域連携</td> <td>1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	費 目	現場環境改善の内容項目の例	仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減	営繕関係	1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)-防寒対策	地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献
費 目	現場環境改善の内容項目の例																				
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減																				
営繕関係	1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等																				
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3-避暑(熱中症予防)-防寒対策																				
地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献																				
費 目	現場環境改善の内容項目の例																				
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減																				
営繕関係	1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等																				
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)-防寒対策																				
地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献																				
- 28 -	- 28 -																				
<p>○文言の修正</p> <p>○段落の修正</p> <p>○文言の削除</p>																					
改定ページ：P28																					

新	旧																
<p>□ (10) 既設路盤材の再生処理について</p> <p>既設路盤材の再生処理</p> <p>ア 本設計書では、当該工事で発生する既設路盤材(表1)について、対応する再生処理施設に搬出し、再生処理施設で生産された再生材等を利用することとしている。</p> <p>イ 表1の予定数量は、概算数量により算出されている。掘削施工等や再生処理施設への搬出量を確定後、速やかに設計変更等について工事監督員と協議すること。</p> <p>ウ 搬出する既設路盤材には、土砂、廃棄物等の不純物が混入しないこととし洗い試験値が9～25%の範囲内であること。また、洗い試験及びふるい分け試験を1回実施し工事監督員に報告すること。</p> <p>エ 請負人はプラント搬入量について現場からの既設路盤材搬出状況等を基に再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設と「プラント搬入量確定確認書」(様式-18)を交わし工事監督員に提出すること。</p> <p>オ 再生材等の品質管理及び規格は、北海道土木工事共通仕様書の規格(下層路盤材 凍上抑制材(砂利))によることとする。</p> <p>表1 既設路盤材数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">既設路盤材 掘削予定量</th> <th style="text-align: center;">既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量</th> <th style="text-align: center;">再生材等 利用予定量</th> <th style="text-align: center;">再生材等 利用工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">m3</td> <td style="text-align: center;">m3</td> <td style="text-align: center;">m3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※再生材等は、当該工事で発生した既設路盤材を再生処理したものを基本とするが、工事工程や再生処理施設の処理方法などにより使用できない場合は、監督員と協議の上、再生処理施設で生産された新材等に替えることとするが、設計変更の対象としない。</p>	既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種	m3	m3	m3		<p>□ (10) 既設路盤材の再生処理について</p> <p>既設路盤材の再生処理</p> <p>ア 本設計書では、当該工事で発生する既設路盤材(表1)について、対応する再生処理施設に搬出し、再生処理施設で生産された再生材等を利用することとしている。</p> <p>イ 表1の予定数量は、概算数量により算出されている。掘削施工等や再生処理施設への搬出量を確定後、速やかに設計変更等について工事監督員と協議すること。</p> <p>ウ 搬出する既設路盤材には、土砂、廃棄物等の不純物が混入しないこととし洗い試験値が9～25%の範囲内であること。また、洗い試験及びふるい分け試験を1回実施し工事監督員に報告すること。</p> <p>エ 請負者はプラント搬入量について現場からの既設路盤材搬出状況等を基に再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設と「プラント搬入量確定確認書」(様式-18)を交わし工事監督員に提出すること。</p> <p>オ 再生材等の品質管理及び規格は、北海道土木工事共通仕様書の規格(下層路盤材 凍上抑制材(砂利))によることとする。</p> <p>表1 既設路盤材数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">既設路盤材 掘削予定量</th> <th style="text-align: center;">既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量</th> <th style="text-align: center;">再生材等 利用予定量</th> <th style="text-align: center;">再生材等 利用工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">m3</td> <td style="text-align: center;">m3</td> <td style="text-align: center;">m3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※再生材等は、当該工事で発生した既設路盤材を再生処理したものを基本とするが、工事工程や再生処理施設の処理方法などにより使用できない場合は、監督員と協議の上、再生処理施設で生産された新材等に替えることとするが、設計変更の対象としない。</p>	既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種	m3	m3	m3	
既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種														
m3	m3	m3															
既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種														
m3	m3	m3															
- 31 -	- 31 -																
○文言の修正																	
改定ページ：P31																	

新	旧
<p>□ (14) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について</p> <p> <input type="checkbox"/> 街区三角点の移設 点 <input type="checkbox"/> 街区多角点の移設 点 <input type="checkbox"/> 街区多角点の移設 点 </p> <ul style="list-style-type: none"> 街区基準点等の復元・移設作業に先立ち、土木管理課地籍調査係に所定の届出をし、規定の手続きを行うこと。 作業においては「旭川市公共測量作業規定 (http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/407/p008855.html)」に基づき実施すること。 成果として、地籍調査係に提出した報告書を工事成果品その他の項目に入れることとする。 <p>□ (15) 民地排水接続について</p> <ul style="list-style-type: none"> 民地排水の接続については、地権者に事前に聞き取りを行い、接続が必要かを確認すること。 施工に際しては、民地排水管の勾配は1%以上とし、維持管理の観点から極力曲げずに市管理の排水に接続するか、雨水樹に接続すること(下図参照)。なお、排水方式が中央集水方式の場合、凍結防止対策のため、民地排水管と雨水樹の接続距離を可能な限り短くするため、雨水樹の設置位置について監督員と協議して決定すること。 合流接手を使用し、異なる宅地間の民地排水を接続することは原則禁止とする。 民地排水と雨水樹との接続について、やむをえない場合を除き、施設帯内で行うこと。 上記に際しては、1箇所ごとに位置や工事後の接続状況などを写真撮影すること。 <p>悪い例</p> <p> <input type="checkbox"/> 合流接手を使用し、異なる宅地間の民地排水を接続している。 <input type="checkbox"/> 民地排水を曲げて接続している。 </p> <p style="text-align: center;">- 34 -</p>	<p>□ (14) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について</p> <p> <input type="checkbox"/> 街区三角点の移設 点 <input type="checkbox"/> 街区多角点の移設 点 <input type="checkbox"/> 街区多角点の移設 点 </p> <ul style="list-style-type: none"> 街区基準点等の復元・移設作業に先立ち、土木管理課地籍調査係に所定の届出をし、規定の手続きを行うこと。 作業においては「旭川市公共測量作業規定 (http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/407/p008855.html)」に基づき実施すること。 成果として、地籍調査係に提出した報告書を工事成果品その他の項目に入れることとする。 <p>□ (15) 民地排水接続について</p> <ul style="list-style-type: none"> 民地排水の接続については、地権者に事前に聞き取りを行い、接続が必要かを確認すること。 施工に際しては、維持管理の観点から極力曲げずに市管理の排水に接続するか、雨水樹に接続するなど維持管理しやすい配慮をすること。なお、民地排水管の勾配は1%以上とすること。 排水方式が中央集水方式の場合は、凍結防止の観点から、民地排水管と雨水樹の接続距離を可能な限り短くするため、雨水樹の設置位置について監督員と協議して決定すること。 上記に際しては、1箇所ごとに位置や工事後の接続状況などを写真撮影すること。 <p>□ (16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出来形管理基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 管渠工(鉄筋コンクリート管)の90°、180°、360° 砂利基礎については、旭川市水道局下水道工事標準仕様書の出来形管理基準に準拠すること。 <p style="text-align: center;">- 34 -</p>
改定ページ：P34	

○文言の修正

○図の追加

工事特記仕様書（令和8年2月27日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>□ (16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出来形管理基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠工(鉄筋コンクリート管)の90°、180°、360° 砂利基礎については、旭川市水道局下水道工事標準仕様書の出来形管理基準に準拠すること。 <p>□ (17) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は下記のとおり実施するものとする。 ・ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に加入するように努めること。 	<p>□ (17) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は下記のとおり実施するものとする。 ・ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に加入するように努めること。
<p>OP34より文言の移動</p>	<p>改定ページ：P35</p>